

令和5年3月31日まで経過措置の施設基準(医科診療所版)

(別紙)

令和5年4月1日以降も算定する場合に届出が必要なもの

○特掲診療料

区分	項番	届出対象	経過措置に係る要件(概要)	引き続き算定する施設基準	届出が必要な様式※
処置	1	導入期加算2及び腎代替療法実績加算	令和4年3月31日時点で導入期加算2(腎代替療法実績加算)の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関については、令和5年3月31日までの間に限り、2の(2)のイ、ウ及びエの基準を満たしているものとする。	導入期加算2及び腎代替療法実績加算	別添2の様式2の2

※医療機関の負担軽減等の観点から、施設基準毎の全届出様式の届出を求めるのではなく、必要最小限の様式の届出を求めるもの。